

大学図書館問題研究会 京都

京都市左京区吉田本町

京都大学教育学部図書室

(竹村心気付)

TEL 075-751-2111 (内3013)

学生思想の善導と大学図書館(2)

成山雅康
(龍谷大学)

目 次

1. 治安維持法の成立
2. 学生思想研究団体の消長
- 2 - 1. 社会科学連合会の結成
- 2 - 2. 学連への攻撃と京都学連事件
3. 思想善導政策の形成
- 3 - 1. 思想善導政策の誕生
- 3 - 2. 「学生思想問題調査委員会」答申
(以上はM.2.4に掲載)
4. 思想善導政策の展開と大学図書館
- 4 - 1. 大学図書館と思想善導
- 4 - 2. 読書傾向調査
- 4 - 3. 国体思想のおしつけ
- 4 - 4. 危険思想の排除=言論弾圧
5. 最後に

4. 思想善導政策の展開と大学図書館

全国高等諸学校図書館協議会(以下、全協と略す)第6回大会(1929)において、文部省諮詢案の説明にあたって菰田監学官は、「中央公論」(1929.1)に発表された河合栄次郎の学生分類¹⁾を紹介している。これによると、学生の思想状況を、

- 平凡の徒……7割
- マルクスにかぶれている者……1割
- マルクス説に好意と同情をもつ者……1割
- 右傾的の極くしっかりした人物……1割

と分類している。そして、7割を占める平凡の徒は自己中心的であって、中心勢力となる力はなく、右傾的の学生は団結に至らず、ともに他への影響力はもっていないが、マルクスに心酔した1割とそのシナパ1割は学の内外を問わず、積極的に活動を展開しており、大きな影響力を發揮している、と分析している。従って、現在の中心思想はマルクス主義であると言いかっている。こうした分析に基づき、各々の学生に応じた指導が行われるのであるが、万世一系の天皇を統治の拠とする明治憲法に合致しない思想に対し、明治以来の伝統たる徹底した弾圧を繰り返し、平凡の徒への波及の防止に努めることは前回に述べた如く、既に実行している。従って、その強化と、こうした思想に打克つための日本思想、国体思想の確立、国民・学生への浸透が急務のこととなった。

前回に紹介した「学生思想問題調査委員会」答申の一項たる「我が國体、国民精神の原理を闡明し、国民文化を発揚し、外来思想を批判し、マルキシズムに対抗するに足る理論体系の建設を目的とする有効なる研究機関を設くること」という提案にこたえるものとして、1932年8月、国民精神文化研究所が設置された。研究所は「文部大臣ノ管理ニ属シ、国民精神文化ニ關スル研究指導及普及ヲ掌ル」べ

く、研究部と事業部によって構成された。研究部は、国体観念、国民精神に関する全般について研究をすすめ、その理論的構築をはかることを主たる任務とした。事業部は教員研究科と研究生指導科にわかれ、教員研究科は日本的教学を推進する幹部教員の養成をめざし、主として全国の師範学校と中学校の教員の指導にあたった。研究生指導科は「大学・高等学校・専門学校ノ学生生徒ニシテ思想上ノ理由ニ依り其ノ学籍ヲ喪ヒタルモノ」の指導と矯正にあたった。³⁾ 1938年10月には各道府県に国民精神文化講習所が設置され、研究所で養成された教員が地方の教職員を対象に思想問題の講習を行うとともに、1936年からは大学予科・高等学校・専門学校の教員に対する「日本文化研究講習会」が実施されるに及んだ。

研究所の設立によって、日本で始めてと言える国体の研究がマルキシズム否定の立場ですすめられ、その成果を発表する媒体としての出版活動が盛んに行われた。更に、学生運動の予防と更生に力を注ぐとともに、研究の成果が各種教員に叩きこまれ、日本の学校教育の中に注入されるという大きな分岐点に到達した。こうした状況の中で、社会主義思想の一掃（異端の排除）、国体観念の涵養（国策の浸透）たる思想善導政策が大学図書館はどう定着していったのか、主として全協大会での討議⁴⁾を中心について述べてみたい。

4-1. 大学図書館と思想善導

全協第5回大会（1928）に対し、文部省は「学校図書館ガ生徒訓育ニ資スヘキ有効ナル方案如何」という諮問案を提示した。これは思想善導政策の顯示とも言われる同年4月の訓令の具体化をめざしたもので、第4回までの諮問⁵⁾とはうって変わって、その本音たる思想対策が露骨に示され始めたと見るべきであろう。諮問案の説明にあたった近沢監学官は、「学校図書館といふものが単に生徒の研究とか自学補助とかに止まらずして、生徒の訓育

の上にどの位助になり得るか、又、どの位突込んでやり得るか、其の方法について十分なる御協議をして載き」⁶⁾ たいと述べ、その成案化と図書館員の覚悟を促している。また、同趣旨のものとして諸学校提出議案にも「思想善導ニ関シ図書館トシテ採ルヘキ方法如何」（第六高等学校提出）がみられるなど、この1928年は大学図書館での思想善導政策の第1歩を踏み出した年と位置づけられよう。

諮問案討議の結果、次の答申⁷⁾がまとめられた。

1. 専任ノ読書指導係ヲ設ケル事
2. 図書購入及貸出ニ関シテハ、生徒訓育上ノ立場カラ見テ一層注意ヲ払フ事
3. 生徒ノ読書傾向ヲ終始調査統計ヲ取り教官ニ報告スル事

議論の対象となったのは第2項であった。起草委員会原案では「思想上ノ図書ノ購入及貸出ヲ一層厳重ニスル事」となっていたが、「悪書を読ませない」意味のみならず、「良書を読ませる」意味をも当然含めるべきとの指摘をうけて、上記の表現に変更された。従って、この3項目にまとめられた答申は、大学図書館における学生生徒に対する思想善導政策の内容として、

1. 危険思想書は学生用として購入しないし、見せない。
2. 国体思想書は出来るだけ購入し、積極的に見せる。
3. 学生の閲覧傾向を調査する。
4. 図書館員と教員が共同して学生の指導にあたる。

ことを明らかにしており、ここに基本型が示された。

第5回以後の全協大会への思想善導関係の文部省諮問案として
思想上特に注意すべき図書の取扱を如何にすべきか（第6回、1929）（教化総動員に関する訓令、学生社会科学連合会自主解体）

学校図書館は一層積極的に学生生徒の読書

指導をなす必要ありと認む其の具体的方策如何(第13回 1936)(思想局設置, 天皇機関説事件, 国体明徴訓令, 2.26 事件, 大学での日本文化講義)
 時局に鑑み学校図書館の使命遂行上採るべき方策如何(第14回 1938)(『国体の本義』配布, 日中戦争開始, 教學局設置, 国民精神総動員運動, 時局ニ鑑ミ学校当事者ノ学生生徒薰化啓導方訓令)
 学校図書館をして精神修養道場たる機能を一層有効に發揮せしむる方策如何(第15回 1939)(国民精神総動員の強化, 軍事教練の必須化, ノモンハン事件, 第2次世界大戦開戦)

が提示されている。また, 諸学校提出議案として,

学校図書館は思想問題に対して何をなすべきか(第10回 1933 神戸女学院提出)
 女学生ヲシテ銃後認識強化ノタメ女子諸学校図書館ノ孰ルベキ方策ヲ承リタシ(第

14回 1938 女子学習院提出)
 戦時及戦後に於ける学生生徒の思想動向に關して図書館の採るべき方策如何(第15回 1939 理事校提出)
 時局に鑑み図書国策の樹立の件(第15回 1939 明治大学提出)

などがある。

ここに紹介することは省略したが, 読書傾向調査や社会主義関係図書の取扱に関する諮詢案や提出議案を含め, 思想善導関係のものは第13回大会(1936)以降, 急激に増加している。このことは, 天皇機関説事件(1935)をテコとした国体明徴運動の展開, 2.26事件を経て, 戦時体制への移行と, それに伴なう思想善導政策の強化を示している。

4-2. 読書傾向調査

第5回大会諮詢案に対する答申に「生徒の読書傾向を調査し, 教官に報告する」という一項があるが, これは在学生や卒業生が思想

(図1)

読書傾向の調査

| 有無 | 方 法 種 類 | 大 学 | 専 門 | 高 工 高 商 | 農 林 蚕 絲 | 高 商 | 高 学 校 | 女 專 | 計 |
|--------|------------------|--------|--------|------------------|------------------|--------|-------------|--------|----|
| 有 | 毎日行フモノ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | 毎週行フモノ | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| | 毎月行フモノ | 3 | 2 | 2 | 1 | 0 | 3 | 0 | 11 |
| | 年1回行フモノ | 1 | 2 | 0 | 1 | 5 | 2 | 2 | 13 |
| | 随時(1) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 4 |
| | 閲覧統計ニヨルモノ | 0 | 1 | 2 | 2 | 1 | 4 | 2 | 12 |
| | 生徒課デ行フモノ | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 投書函ニヨルモノ | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 特別良書閲覧者調査 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 行フ(方法不詳) | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 7 |
| | 嘗テ行フ | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 計 | | 7 | 7 | 7 | 6 | 9 | 17 | 4 | 57 |
| 空白記入無シ | | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 4 |
| 無 | | 2 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 7 |

(1) 1校は公立図書館, 書店に迄及ぶ。

山口高商「学校図書館の教育方策に関する調査」⁸⁾

問題で検挙されるという「苦い」経験から、各校では教員とタイアップした読書指導、学生思想の監視を強め始めたことを示している。その具体例を第6回大会の討議に見い出せる。それは、長期的にわたって思想書を数多く読む学生生徒については、どのような図書を何冊読んだか統計をとった上で、専攻、成績など調査し、遠巻に監視する、必要に応じて生徒監や生徒主事へ連絡する、という事例である。まさに思想調査そのものである。たとえ、ここまでいかなくとも、当然のことながら各館では学生読書調査（統計）を実施していたであろう⁸⁾。例えば、「学徒の思想問題について館長より諮詢あり」という『 谷大学図書館日誌』の記事（1943.12.16）は日常的な調査を要求しているし、早稲田大学⁹⁾や横浜高等商業学校¹⁰⁾の閲覧成績、読物調査の公開はその実施を裏付けている。

こうした各館での調査と平行して、文部省は各校・各館に対して学生の読書傾向調査を命じており、1929年2月には帝国大学・高等学校における学生生徒の読書傾向を調査したもの（未見）が刊行されている。しかし、これらの報告は単純な閲覧統計にすぎなかったり、上滑りや形式に流れる傾向にあるため、文部省は第7回大会（1930）に対し、実際に学生の思想傾向を適確に把握しうる。もっと突込んだ調査を要求している。大会では回答をまとめきれず、その具体的調査や報告の方法、時期については理事会で更に検討することとなった。あらためて第8回大会（1931）では理事会提案として「文部省へ報告スル思想傾向調査ノ件」が上程され、原案への討議の結果、

加盟各校図書課ニ於テ全校学生生徒ニ無記名ニテ購入希望ノ図書ヲ投書セシメ之レヨリ学生生徒ノ思想傾向ヲ統計的ニ調査シ横浜高等商業学校ニ提出シ同校ニ於テ之ヲ取纏メ文部省専門學務局竝ビニ

学生部ニ報告スルコト¹¹⁾

を決定した。その調査は、

学生生徒ノ思想傾向ヲ調査スルコトハ教授訓育ノ根本方針ヲ確立スル上ニ於テ極メテ緊要ノ事業ナレドモ学生生徒ハ容易ニソノ本心ヲ表示セザルヲ以テ決シテ一朝一夕ニ期シ得ベキコトニアラズ¹²⁾

このため、直接的な方法を避けて、巧妙かつ間接的な調査を実施することを申し合せた。こうした決定にもとづいて、横浜高等商業学校では、その具体的方法として、

1. 常々愛読する図書（雑誌を含む、以下同じ）
2. 読んで面白かったか又は有益だと思った図書
3. 読みたいと思っているが未だ読んだことのない図書

について、所蔵の有無にかかわらず希望させることによって、その傾向を把握しようとした。例え、無記名と自己弁護しようとも、この種の調査は邪道であり、希望図書の一部分は必ず購入すること、それによって学生の好意を誘発するよう努めよ、という注意書は苦しさを表わしている。ともあれ、市立図書館での自校生徒の閲覧状況まで精査した「積極的」事例を含めて、67校分（加盟140校）が学校種別に分類された上で取りまとめられ、1932年1月30日付で文部省に提出された。なお、参考までに「思想傾向調査報告¹³⁾」の一部を掲出しておく。

1935年以降、言論統制は一段と厳しさをます。

……本年中ニオケル読書ノ傾向ヲ條知致度ニ付キ……

これは、1939年頃の川端署特高検関係より京都帝国大学附属図書館への調査「依頼」であるが¹⁴⁾、1935年以降になると、文部省のみならず、特高からの読書傾向調査報告の要求が頻繁に行われ、太平洋戦争の開戦、そしてその劣勢化にともない、一層エスカレートする。それは、

奈良憲兵隊より最近の本館読書傾向の調査に来る（1945.8.4 天理）¹⁵⁾

(図2)

思想傾向調査報告 13)

| | 調査人 員希望 申告書 | 思想調査報告中代表的ナルモノ | | | | | | | | (附属書(七)) | |
|----------|-------------------|----------------|-----------------|------------------------|----------|-----------------|-----------------|------------------------------|-----------------------------|----------|--|
| | | A 自然 科 学 | B 人 文 科 学 | C 哲 学 宗 信 教 仰 | D 産 業 | E 文 学 美 術 | F 運 遊 娛 樂 | G 卑 猥 文 學 並 ニ 同 雜 文 | H 左 傾 思 想 ニ 関 スルモノ | | |
| A 女子専門学校 | 213 95 | 18 | 40 | 56 | 5 | 120 | 25 | 0 | 11 | | |
| B 高等農林学校 | 49 40 | 99 | 60 | 44 | 77 | 80 | 58 | 6 | 2 | | |
| C 高等商業学校 | 670 286 | 9 | 79 | 37 | 44 | 78 | 48 | 1 | 1 | | |
| D 高等工業学校 | 443 104 | 22 | 14 | 6 | 14 | 60 | 3 | 0 | 2 | | |
| E 高等学校 | 510 183 | 158 | 195 | 68 | 6 | 374 | 177 | 7 | 4 | | |
| F 私立大学 | 360 153 | 2 | 318 | 9 | 6 | 28 | 2 | 5 | 16 | | |

という、官憲の直接行動となって表われる。龍谷大谷でも『事務日誌』によれば、1943年6日、1944年13日、1945年13日、刑事の来館があった。出納台の横で館員と談笑しながらも学生の読書書名に目をひからせていた様子が想像できる。

4-3. 国体思想のおしつけ

1928年11月、「国民精神作興に関する認書」が発布されたが、これをうけて文部省は、日本図書館協会、第18回全国図書館大会(1924)に対し、諮問案として「国民思想善導ニ関シ図書館ノ採ルベキ最良方案如何」を提示した。図書館界にとって思想善導に関する諮問はこれが始めてであったが、国民として読むべき基本図書の選定とその普及、読書相談係の設置など、4項目が答申としてまとめられた。諮問案討議に先立つて提出された答申私案の強い調子に比較して、全般的にゆるやかな感が強い。ところが、1928年に開催された第22回全国図書館大会に対する文部省諮問案「輓近我が国ニ於ケル思想ノ趨向ニ鑑ミ図書館ニ於テ特ニ留意スベキ事項如何」討議の結果、まとめられた答申は、「図書館の自殺行為」とも言える内容を含んでいる。その内容は次

のとおりである。

- 各図書館は思想善導上必要な良書を選び閲覧を奨励すること
- 文部省に良書委員会を設け、その選定と周知徹底をはかること
- 有害図書の刊行は少なくなく、検閲を一層厳重に行うこと

これら同年に開催された全協第5回大会の答申内容を「上回る」もので、清水正三氏は¹⁶⁾図書選定を文部省に依存し、館界自らが「検閲」を望んだことを、図書館の専門性の放棄であり、自殺行為であると厳しく批判している。ここで表明された優良図書の推薦とその普及については、以後の諮問案や協議討論の中でより一層尖鋭化していく。

1929年に開催された全協第6回大会における諮問案への答申の第2項に、「各学校図書館は学生生徒間に於ける思想に関する図書閲覧の傾向を調査し、これを貴省に報告すること¹⁷⁾」がうたわれている。これは、左傾図書の読書傾向調査ではなく、思想善導するための良書がどれだけ学生に読まれているかを調査することは、より読まれる、心をとらえて善導する良書の出版、普及の参考資料となるとするものである。また、諮問案討議のなか

で、幾人もが文部省持ち込みの禁止書目に関する連絡で、マルキシズムを批判した書物や国体に関する書物の目録の編集・配布を繰り返し文部省に要求している。

これらをうけて、文部省は1930年「図書推薦規程」を制定し、主として一般社会人対象に図書選定とその普及活動を開始している。また、学校関係では1938年9月、教学局選奨図書の発表が開始され、各学校へ目録が送付されることとなった。これらは、ともに『図書館雑誌』に掲載され、積極的に選書のツールに利用されたようである。

文部省推薦並ニ紹介図書ヲ経費ノ許ス限
リ購入シ居レリ（東京帝大・附属）

教学局推举ノ推薦図書雑誌ノ類ハ学生閱
覧室ニ備付ク（東京帝大・経済学部）
国体、国策、満支事情ニ関スル図書ヲ蒐
集、特別ノ書架ニ展示シ、学生等ニ対
シ之ガ貸出手続ヲ簡易ニシテ播読ヲ奨
励ス（京都帝大・附属）¹⁸⁾
時局ニ関スル宣伝資料等ヲ図書館ニ於テ
閲覧ニ供シ（金沢医大）

これらは「高等諸学校ニ於ケル国民精神総動員実施状況」（文部省、1939）に掲載された事例の一部である。これらの事例や、全協第14回大会（1938）での輸入制限にともない、その費用を国策図書購入にあてるという表明に見る如く、多くの推薦図書が購入され、学生に提供されたようである。また、1936年以降、東京帝国大学を始め、多くの大学で「国体及び日本精神に関する講座が開設されたが龍谷大学でも1942年「日本思想講座」が設置された。当時の全国書費の1/6を新設のための図書購入にあてているように、国策図書の普及に相当な力を入れていたことがわかる。京都帝国大学の事例や、「推薦すべき図書は成るべく取扱を簡易にし閲覧の便ならしむること」（全協第6回大会答申・第4項）¹⁹⁾に見る如く、その管理方法も、当時の常識たる閉架制をとらず、閲覧室内に開架して、閲覧手続きを簡便にして、その利用を奨励してい

る。こうした奨励にも拘らず、その利用は必ずしも高くなかったため、各大学の具体的取扱いや閲覧状況を知ろうとする動きが出て来た。全国私立大学図書館協議会、第4回大会（1941）では

教学局選奨図書の閲覧成績について（国
学院大学提出）²⁰⁾

文部省並教学局推薦図書の取扱ひ及びこ
れが利用状況について承りたし（同志
社大学提出）²⁰⁾

を審議し、各々の経験交流をはかった上、「
教学局選奨図書に関する調査委員会」を設置、
2年間にわたり、利用状況の集計等の活動を行ったようである。

4-4 危険思想の排除=言論弾圧

1935年、貴族院での美濃部達吉博士への批判に端を発して「天皇機関説事件」がひきおこされた。博士は自由主義的觀点から思想の、自由への圧迫や「天皇」「国体」を楯に政治干渉を強める軍部に対して批判を展開していた。事件は軍部・右翼の政敵=美濃部追いおとしをねらったものであった。当初の新聞の美濃部擁護の論調は攻撃の強化とともに姿を消し、先の滝川事件でみられた研究者や出版界の組織的抵抗も全く見られず、ここに自由主義の終焉、言論統制の成功が認められる。当初、国体に反するとは考えないと答弁していた政府も、その追求の厳しさに博士の著作を発禁処分とし、ついに「国体ノ本義ヲ愆ル」とする国体明徴声明を出すに追いついた。これ以後、思想統制の踏み絵としての国体明徴運動が展開され、国民精神総動員運動、國家総動員法の発布など、軍国主義体制がここに確立し、そして言論の暗黒時代を迎えることとなった。

ところで、発禁処分となった美濃部博士の著作「憲法摘要」「逐条憲法精義」「日本憲法の基本主義」は大学図書館でどう扱われたのであろうか。全協第6回大会（1929）における諸問案「思想上特に注意すべき図書の取

扱を如何にすべきか」の説明に立った蘿田監学官は、社会科学研究の禁止にともない、学生生徒に社会主義思想の図書を閲覧させることは当然禁止すべきであるが、高等学校の教師には研究の自由を与えており、如何なる思想の書物を読んでも差支えないし、教師の参考書である限り、購入しても差支えない、まして、大学は学術の研究ということを中心しているのだから、その購入・閲覧は当然認められると述べている。更に、学生の思想状況を知るためにには、図書館関係者も内務省で発禁処分とされた書物を見る必要ではなかろうか、とまで述べている。こうした文部省の公的発言を各館での事例が裏付けている。各館での学生への閲覧を禁止する図書の取扱いについては

1. 閲覧カードを抜き、学生にその所蔵事実を知らせない
2. 該当図書は書庫からはずし、別置する
3. 教員の利用には便宜をはかるというパターンが一般的である。しかし、こうした取扱いに問題がないわけではなく、全協第10回大会(1933)での「思想上、風教上、学生の閲覧に不適当なりとの判定は如何なる機関又は準則に依るべきか」という女子學習院の提出協議題にみる如く、危険図書という判定を誰が、どのような基準で行うのか、という問題に頭を悩ませている。

例えば、マルキシズムを体系的に批判する図書は、逆にマルキシズムの基本を教示するものになりかねないという考え方方が、強く存在しており、こうしたことが各館での禁止判定にかかわる大きなネックとなっていた。次第に強化される言論統制と図書館の対応とのギャップによって、館界は第6回大会での文部省持ちこみの禁止書目によつて、今後の編集と配布を要望せざるを得ない状況に追い込まれつつあった。出版警察の拡充(1933)治安維持法の改「正」(1934)、出版法改「正」(1934)と着実に言論統制を強化する一

方、文部省は1934年、思想局を設置し、発禁図書リストの編集、配布を開始した。

こうした状況の中で美濃部博士の著作は禁止されたのである。警察との間で何等かの対応がなされたと思われるが、慶應義塾大学では学生の利用禁止を決定し、禁止図書をまとめた第2特別書に美濃部博士の著作を組み込んだ²¹⁾。一方、龍谷大学では任意提出という名の押収に直面している。「憲法摘要」「遂条憲法精義」の事務用基本カードに、1935年6月12日付で

発売禁止ノタメ堀川署ヨリ提出方申來
リシタメ堀川署へ提出ス、ヨッテ該書ハ
原簿ヨリ削除ス

と顛末が記されている。この時点では、押収という強硬策は一般的ではなかったと思われるが、事例はこの2点のみであり、判断したい。ただ、龍谷の事例は来るべき時代を暗示しているよう。1939年、文部省のマルキシズム攻撃、学生思想善導のパートナーであった河合栄次郎教授が槍玉にあがり休職処分に追い込まれたことからも理解出来るように、一段と思想統制が強化され、1940年には数百冊の左翼出版物の禁止、1941年には執筆禁止者名簿の内示とヒステリックにエスカレートしていった。思想局を拡充再編して設置された教学局や特高などから続々と発禁図書の提出「依頼」が大学や図書館に送付されてくる。1943年4月20日付の「禁止並ニ治安警察法処分ニ依ル出版物取締ニ関スル依頼方ノ件」には、

……不良出版物……ニ関シテハ取締方針トシテ図書館ニ於ケル保管ヲ全面的ニ警察当局ニ提出セシムル根本方針ニ有之
……御提出相成度……

と述べられ、ついに押収方針を明らかにしている。これは、単に禁止図書を教員を通じて学生が利用していることへの処置ではなくして、国策に合致しない教員を教壇から追放した如く、思想書を抹殺しようとするものである。押収や「万全の処置」=焼却の「依頼」

に対し、心ある図書館では、かろうじて、誓約書にもとづく保留図書扱いにするのが精一杯であった。従って、敗戦に至る間、これらの図書は学生は勿論のこと、教員の利用も出来ないまゝ、書庫の奥深くに別置されたのである。

5. 最後に

大正末期から昭和初期にかけて学生運動は大きく高揚し、その活動も社会変革を主張するまでに激化した。政府は学生達の指摘する社会的諸矛盾について改善の意志を示さず、逆に、学生運動そのものの弾圧に狂奔した。指導的学生の放校と拘禁により、その所期の目的を達成するや、政府は学校図書館に対し思想善導の実践を命じた。1930年前後では、社会主義的思想の学生は図書館には来ない、という各館の報告を見るように、政府の弾圧の激しさや各図書館での思想監視の厳しさがうかがえる。ここに「あぶないものには近寄らない」という状況が生まれた結果、思想善導の焦点は良書の購入、普及に移ることとなつた。あらゆる会合で教学局の選奨図書の購入や閲覧成績等について協議題が提出された如く、国体思想の学生への浸透の具体的方法の模索とその実践がはかられた。ここに、大学図書館における思想善導政策の一応の完成をみたのである。

ところが、第2次世界大戦の始まった1939年頃から、米英との一戦避けがたしとの認識のもとに、検閲が一層強化された。河合栄次郎、津田左右吉著作の発禁処分が示すように、その禁止範囲も拡大し、頻繁に禁止リストを図書館へ送りつけ、その押収を要求してくる。押収に応じるにしろ、保留図書扱いするにしろ、いずれにしても学生のみならず、教員の閲覧も不可能な状況が生まれるに及んで、教員の教壇からの追放と合わせて、思想善導政策の完成が認められる。

こうした状況の中で、軍事教練の強化、勤労動員の拡充が行われ、軍国主義教育と「身も心もお国に捧げた」総力戦が展開されたの

である。

実ニ図書館ハ新体制下ニ於ケル国策ノ研究宣伝ノ第一線機関ニシテ又最モ重要ナル国民再教育ノ道場ナリ²³⁾

これは、第1回全国図書館綜合協議会(1941)における「高度国防国家体制」と「図書館精神」の決議中の一節である。国におもねる気持や多少の誇張があるとは言え、これが戦前の図書館界の到達点とすれば、實に心寂しいものがある。改めて平和社会の価値と、図書館の意味について考えさせられる。

注

- 1) 河合栄治郎「マルクスを出でてマルクスを克服するもの」『中央公論』44(1) 1929. 1. p. 28~44
- 2) 全国高等諸学校図書館協議会『会報』5 1929 p. 22~23
- 3) 1938年9月迄に74名の修了生を出している。
- 4) 前掲2)を主として参考にするが、文言の引用の場合のみ、注を掲出す。
- 5) 生徒をして最も有効に図書館を利用せしむる方策如何(第1回 1924)
学校図書館の管理上特に留意すべき事項如何(第2回 1925)
学校の図書館を社会教育に利用するの可否並に若し可なりとすれば其方策如何(第3回 1926)
夏期冬期及学年末の休学中学校図書館を最も有効に利用する方策如何(第4回 1927)
- 6) 前掲2) 第5号 1929 p. 23
- 7) 前掲2) 第5号 1929 p. 80~87
- 8) 前掲2) 第13号 1937 p. 6
- 9) 早稲田大学図書館「学生図書閲覧成績調査」『図雑』34(7) 1940 p. 254~257
- 10) 横浜高商図書課「読物調査」前携2) 第14号 1939 p. 108~114
- 11) 前掲2) 第8号 1932 p. 79

- 12) 前掲2) 第8号 1932 p. 80
 13) 前掲2) 第8号 1932 p. 85~89
 14) 京都大学附属図書館『京都大学附属図書館六十年史』1961 p. 169
 15) 天理図書館『天理図書館四十年史』1975 p. 279
 16) 清水正三編『戦争と図書館』白石書店 1977 p. 53~58
 17) 前掲2) 第6号 1932 p. 32~33, 53, 93
 18) 前掲14)
- 19) 前掲2) 第6号 1932 p. 53, 93
 20) 私立大学図書館協会「私立大学図書館協会史－東京私立大学図書館協議会より第15回総会まで－」1956 p. 30
 21) 慶應義塾大学三田情報センター『慶應義塾図書館史』1972 p. 160
 22) 酒井勇二「法政大学図書館史」「館報」に1961年から1963年にかけて連載されたもので、通し頁なし。
 23) 「図雑」35(4) 1941 p. 272~273

訂 正

第25号(1983. 8. 1)掲載の「公務員制度の見直し」と大学図書館職員の一部に脱落等がありましたのでお詫びして、下記のように訂正します。

| 正 | 誤 |
|---------------------|--|
| 1 ページ 筆者名(訂正) | 藤二 |
| 3 ページ 左欄最終行(追加) | 職俸給表」もまた、この 行(十一等級制への改訂 |
| | |
| 4 ページ 左欄上から10行目(追加) | を修了し、情報図書館学 分野の修士課程を修了し した者を「専門職」..... |
| " 左欄下から 6行目(訂正) | を修了した者を「専門職」 |
| 6 ページ 左欄 1行目(削除) | させるよう対文部省..... |
| " 左欄上から14行目(追加) |である。) |
| " 左欄下から 9行目(追加) |するためのみ |
| " 右欄上から 23行目(訂正) | 二級への、二級から..... |
| | 二級への、受級から..... |

編 集 後 記

予定より少々、遅くなりましたが、成山氏の「学生思想の善導と大学図書館」の後半部をお届けします。支部報の掲載論文としては異例の大作ですが、前・後編と併せて熟読い

ただければ幸いです。

なお、本号を以って編集委員が一部交替し、紙面もより親しみ易く、且つ有益なものに刷新されるはずです。ご期待下さい。(T. S)